

予算決算福祉文教小委員会審査報告書

令和 5 年 9 月 20 日

予算決算常任委員会委員長 瀧野良枝様

福祉文教小委員会委員長 伊藤まゆみ

本小委員会に付託された事件についての審査内容及び経過、意見等を次のとおり報告します。

記

| 事件の番号 | 付託内容 |
|----------|---|
| 議案第 49 号 | 令和 4 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算中 民生費、衛生費、 <u>労働費</u> （シルバー人材センター運営事業）、 教育費及び関係歳入について |

当小委員会では、上記付託議案について、説明員から詳細な説明を受けながら活発な質疑を行い、審査を行いました。

次に主な質疑、意見について報告します。

■ 住民環境課

【民生費】

質疑なし

【衛生費】

質疑①：可燃ごみ処理委託料に係る経費は、行政報告書の 155 頁(1)の可燃ごみ収集費と 156 頁(5)長野広域連合費ということでよいか。また、ごみ袋代に手数料が入っているが、この歳入は決算書のどこに記載されているか。

回答①：可燃ごみの処理に係る経費の記載は、お見込みのとおり。ごみ袋代に含まれるごみ処理手数料は、決算書 30 頁に清掃費実費徴収金として、8,079,420 円と記載している。

質疑②：生ごみ処理機の申請台数が増えてきているが、町で PR を変えたとか何か増えた理由はあるか。

回答②：広報誌等で周知しているが、それ以外は特に行っていない。増加理由は把

握できていない。

質疑③：北信保健衛生施設組合の斎場運営について、どこの市町村が加入しているか。

回答③：構成市町村は、中野市、山ノ内町、信濃町、飯綱町の4市町。

質疑④：行政報告書 146 頁の不法投棄に関する課題の中で、「依然として町外からの持ち込みと思われる不法投棄が後を絶たず」と記載があるが、投棄者を特定することが難しいのにどうして町外から不法投棄されていると分かるのか。

回答④：全て町外者であると断定するものではない。町境で発見されるケースが多々あり、昨年1件は不法投棄者が特定でき、町外から持ち込まれたものであった。投棄ごみの中に町外に関係する物的証拠が混入するケースが多くある。

■保健福祉課

【民生費】

質疑①：飯綱町高齢者世帯エアコン設置補助事業の申請がない原因は。

回答①：令和5年度は1件申請があった。問合せはあるが、所得要件の関係で該当にならない場合がある。

質疑②：福祉医療の母子・父子と乳幼児・児童の給付額が伸びている原因は。また、母子・父子と乳幼児・児童の人数は。

回答②：福祉医療の母子・父子と乳幼児・児童の給付額が前年度より伸びているのは、コロナの影響で歯科等の受診を控えていた方が、コロナが落ち着き、受診率が伸びたためと考えている。令和4年度末の人数は、母子・父子が144人、乳幼児・児童が1,259人であり、前年度と大きな変動はない。

質疑③：障害者総合支援給付事業は法定受託事務とあるが、全額国庫負担なのか。

回答③：全額国庫負担ではない。

質疑④：障害区分認定事務費とはどのようなものか。

回答④：障害がどの程度なのかを調査する認定調査のことであり、医師の意見書等の費用と広域連合で行われている審査会の事務費。

質疑⑤：障害者手帳の認定はどのような手続きなのか。

回答⑤：申請は保健福祉課の窓口で行い、身体障害者手帳は県リハビリテーションセンター更生相談室、精神障害者福祉手帳は精神保健福祉センター、療育手帳は児童相談所から発行される。

質疑⑥：手帳を持っている方へのサービスの案内はどのようにしているのか。

回答⑥：保健福祉課の窓口で手帳を交付する際、該当となるサービスの申請等や案内をしている。

質疑⑦：自立支援医療や精神保健福祉手帳の担当が健康管理センターから福祉係に変わった理由は。

回答⑦：業務を分散せず一体化することで重層的支援をしていくため、精神障害者

手帳、自立支援医療、福祉医療の関係する業務を福祉係で一本化することにした。

質疑⑧：精神疾患を抱えていても福祉サービスに繋がっていないという方を重層的支援体制整備事業でどのように支援しているのか。

回答⑧：月1回会議を開催し、教育委員会や福祉係、健康管理センターの専門職で情報共有し、対応を検討している。また、民生委員などから入ってきた情報については、状況に応じて社会福祉士と保健師で訪問している。また、精神保健福祉手帳の申請の際に窓口でサービスの紹介を行っている。

質疑⑨：住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業で、令和4年度分と令和3年度繰越分とあるが、対象世帯を把握したうえで該当の世帯にもれなく支給されているのか。

回答⑨：令和3年度事業については、令和3年度に約半分の対象者に支給し、残りの約半分を令和4年度に繰越し支給した。令和4年度は、令和3年度対象者を除き、新たに非課税となった世帯に給付した。なお、通知しても課税世帯の扶養になっていて対象にならない方や申請しない方もいた。

質疑⑩：運動機能向上訓練事業委託の委託先と委託料の根拠は。また、いいづなコネクトWESTの利用延べ人数は。

回答⑩：委託先はすべて社会福祉協議会であり、委託料の根拠は人件費、消耗品費、通信費等による。いいづなコネクトWESTの利用者数は2,194人。

【衛生費】

質疑なし

【労働費（シルバー人材センター運営事業）】

質疑なし

■教育委員会

【民生費】

□児童福祉費、保育園費、子育て支援センター費等

質疑①：保育園費の今後の課題に記述のある「保育園送迎用マイクロバス」について、幼児用シートベルトを取り付ける予定はあるか。

回答①：対応車種を探したが、推奨されている「四点式」は身体障がいがある幼児用であり、一般の幼児用についてはマジックテープでベルトを固着する簡易式のものしかなく、子どもに対して有効か検証している状況。

質疑②：大学連携事業で、令和元年から3か年計画で延べ350万円が使われているが、どのような事業を展開してきたのか。

回答②：長野県立大学と連携し、子育て支援センターの活用方法、使用する玩具の選定から指導を受けた。また、子育て講座の開催や職員、教員などに対し保・小・中連携研修会などを行っている。最終年度の令和4年度には、保

育園に出向き保育士と一緒に定期的な研修を重ね、保育士が保育に関する最先端の知識を身に着けるよう努めた。なお、令和5年度については連携協定を結び、引き続き研修を行うとともに、医療的ケア児等への指導方法など助言を受けている。また、大学教授等を講師に、子育て支援センターでの「子育て・親育ち」に関する子育て講座を引き続き取り組んでいる。

質疑③：保育留学の需要が全国的に高まっているとの報道を耳にしたが、当町にはそういった問い合わせはあったか。

回答③：今のところ問い合わせはない。

質疑④：今後そういった需要があれば町としても検討しても良いのではないかと思うがいかがか。

回答④：現時点では簡単にはお答えできないが、要望が出てきたら検討していく。

【教育費】

□教育総務費、小学校管理費、中学校管理費等

質疑①：奨学資金貸付基金管理運営事業について、4年度の貸付件数は3件となっているが、これは多いのか少ないのか。

回答①：多い少ないの比較の対象が分からないので何とも言えないが、概ね例年並みであると認識している。

質疑②：貸付要件で「健康であること」、「保証人をつける」、「飯綱町に10年以上住むこと」と以前聞いたが、この要件を緩和する予定はあるか。

回答②：「飯綱町に10年以上住むこと」というのは貸付の要件ではなく、10年以降の償還が免除されるということ。貸付け要件は、「成績優秀で健康である」、「償還が可能であり、連帯保証人を有する」、「独立行政法人日本学生支援機構等の奨学金を借りていない」である。成績については、例えば高等学校、高等専門学校に通うための基準では、中学3学年時の評定が平均2.6以上となっており、きちんと学習していればクリアできる基準となっている。保証人については、1名は父母等の保護者、1名は独立した生計を営む者、合計2名必要となっている。なお、償還が可能であるとの判断に所得要件を設けており、申請に対し所得要件で却下された例が過去に1、2例あったが、その他の要件で却下となった事例はない。所得基準は制度発足以来変更されていないため、一般質問で交付税の対象となる奨学金返済支援制度を検討しているとの答弁があった制度とともに、所得要件についても時代に合った内容となるよう、あわせて改正を検討していきたい。

質疑③：不登校の関係で、フリースクール等、学校以外の場所に何名行っているのか。

回答③：フリースクール利用者数は一時的なものも含めて6名。内訳は、牟礼小学校所属が3名、飯綱中学校所属が3名。その他、インターネット等を利用した自宅学習の方も数名いる。

質疑④：加配の対象となった児童の保護者から苦言を受けた。加配の話の進め方の

中で、子どもを普通の子どもとして見てくれず、対応が非常に冷たい印象を受けたとのことであった。発達障がいや知的障がいを持つ子どもに対し支援を行う中で、マイナス方向に受け止められないよう、言葉の選び方を考えて対応すべきと思うがいかがか。

回答④：教育現場においてはこのような問題が起こりがちである。いろいろな原因が考えられるが、特に発達障がいについては、学校側と保護者側で捉え方がそれぞれ違うことですれ違いが生じることが原因の一つではないか。大事なのは子どもの学ぶ権利をどう保障していくかということだと思う。町としては子育て支援センターや保育園の段階から保護者向けの相談会や懇談を行っており、成長に伴って発生する問題への対応を進めているが、保護者の誤解を招くことについては十分反省し、適正な関係づくりを進めていかなければならない。これからの学びは子どもの個性や能力に合わせ、学年の枠を超えて学べる環境を作りたいと考えている。その上で支援が必要な場合については個別支援を行っていききたい。

質疑⑤：まず「その子の個性が強いから支援に入るのではない」というところから入っていかないと、保護者とすれば受け入れ難いのではないか。

回答⑤：障がいをマイナスとしてとらえるのではなく、その人の個性や特性として捉えるよう変わりつつある中で、子どもができることを伸ばすよう教育現場での視点が変わって来ている。以前答弁したが、学びの場が学校だけだった時代は不登校が良くないことという発想があったが、今は様々な学びの場があり、そのような発想はない。

質疑⑥：発達障がいの人が年々増えていると聞いているが、何か原因があるのか。

回答⑥：愛着障がい等の後天的な要因により増えていると言われている。また、医学の発達に伴い、発達障がいと診断される人が増えたという側面もあるかと思う。

質疑⑦：自閉症を含めて発達障がいと間違えられていた病気というのはあるのか。

回答⑦：専門家ではないのでわからない。

質疑⑧：小学校教材費補助事業で、児童一人当たり 10,000 円の補助となっているが、合計額に端数があるのはなぜか。

回答⑧：年度途中での転出入者等、補助額が上限額の 10,000 円に満たなかった方の分が端数となっている。

□社会教育費、公民館費、生涯学習費、施設管理費、文化財費等

質疑①：花づくり推進事業の今後の課題で、花サポーターの人数減少で活動が厳しくなっている旨の記載があるが、5月に行われる花サポーターの打合せ会議では、どういった内容が話し合われているのか。

回答①：実際の植付けの前に、北信五岳道路沿いの花壇に植える花の種類を選定等、実務的なことを話し合っている。その中で、減少した会員数を増やすため知り合いに声掛けを行っていくなどの話しもされた。

質疑②：産業観光課で主導している霊仙寺湖周辺のアジサイ植樹事業のように一般公募をしたら、もっと人が集まるのではないか。

回答②：サポーターの皆さんとも相談し検討していく。

質疑③：スポーツ推進委員会費について、他の委員会等に比べて活動の記述が少ないがなぜか。

回答③：令和4年度については、新型コロナウイルス感染症等の影響で町民運動会等が中止となり、活動の場が少なかったため。5年度に関しては、球技大会での審判講習会をはじめ、積極的に活動している。

質疑④：文化財保護費中、願法寺への防犯カメラ設置に対する補助金交付について、宗教法人に対する補助は問題がないのか。また、「番匠公民館歴史的建築調査への協力」とあるが、どんな調査を行ったのか。また、「トウギョの生息調査」とあるが、そもそも外来魚であるトウギョを保護することに問題はないのか。

回答④：防犯カメラ設置補助については、町指定文化財である「願法寺の絵解き」及び仏像の保護のため、町文化財保護条例に基づき実施したものであり、寺院に対し補助したのではなく、所有者に管理、保存のために補助したものである。番匠公民館は、昔の養蚕業の拠点として建物が作られており歴史的価値が高いと認められ、建物解体前に信大工学部により調査・図面化された。完成品は後日町に寄贈予定。トウギョについては外来種であるが、トウギョそのものというより、トウギョが生息している池を含めた自然環境に対して保護をするということで、町天然記念物に登録している。なお、生息調査により、現在も生息が確認されている。

質疑⑤：海洋センター費中、海洋クラブの支出額は。また来年度の予算の要求は。

回答⑤：令和4年度の海洋クラブ事業に対する支出額は138,931円。主には指導員の謝金が6万円弱。その他は、救助艇の整備点検費用、保険代など。令和6年度の予算については、令和4年度と同様の指導者謝金等に加えて、救助艇の更新費用40万程度を要求したい。財源はB&G財団の助成金を充てる予定。艇庫の修繕などは、他の施設の事業実施状況も含め、計画的に進めていく。

質疑⑥：生涯学習関係各施設使用料中、日向運動施設の使用料についてはグラウンド以外の施設は含まれているのか。

回答⑥：現状使用できるのは野球場と日向センターのみで、使用料については全て野球場の使用料となる。なお、令和5年3月に条例改正を行い、野球場と日向センター以外は貸出し施設から除外した。

質疑⑦：野球場については、現在の使用者の北リーグ以外に使用者はいるのか。

回答⑦：一般の者も使用は可能だが、北リーグ以外は使用していない。

質疑⑧：野球場の収入の内訳は。

回答⑧：野球場年間使用料として6万円。野球場使用期間の4月から12月の電気、水道及び汲取り料金を使用の実費として160,101円。野球場使用者の北リーグが自身で使用した費用を支払っている。

質疑⑨：いづな大学・いづな教室事業の受講者の推移について、牟礼・三水の分類は必要なのか。

回答⑨：おそらく合併当初の名残だと思うが、今となってはあまり意味のないものであるので、来年度以降考えていきたい。

質疑⑩：いづな大学受講生が減少しているとのことだが、受講生を増やすため、一部受講を認めたらどうか。

回答⑩：原則として全日程受講を前提としており、募集の際にも全日程受講が原則ということで周知している。

□学校給食共同調理場費

質疑①：現在、給食費は各家庭から口座振替で徴収していると思うが、振替手数料は年間でいくら位かかっているか。

回答①：概算で、世帯数 662 世帯、年間 10 回の振替で、1 件当たりの手数料が 11 円なので、年間 72,820 円となる。

質疑②：調理場施設管理費の機械の大規模修繕について、機械の故障で給食提供ができないという最悪の事態を防ぐため、更新計画にこだわらず、予算計上をして早めに更新を進めるべきではないか。

回答②：予算の問題もあり一気に更新することは困難なため、3 年程前から実施計画に基づき、計画的な整備に努めている。機械の不具合があるものについては計画にこだわらず優先的に更新をしている。故障が頻繁に発生するなど緊急性が高い機械については、今年度で更新がほぼ完了する。

令和 4 年度飯綱町一般会計歳入歳出決算のうち、当小委員会で審査した内容は以上のとおりです。これらの決算認定について、反対の意見はありませんでした。